

○洲本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成18年2月11日規則第55号

改正

平成18年11月14日規則第197号

平成28年1月22日規則第1号

洲本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、洲本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年洲本市条例第62号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請の手続)

第2条 条例第3条の規定による指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第3条第2号の規定による事業計画書は事業計画書（様式第2号）に、同条第3号の規定による収支計画書は収支計画書（様式第3号）によるものとする。

(添付書類の特例)

第3条 申請者において前条第2項の要件を満たす事業計画書及び収支計画書を作成した場合は、これをもって様式第2号及び第3号に代えることができる。

(選定結果の通知)

第4条 条例第4条の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、申請を行った団体に対し、速やかにその結果を指定管理者選定結果通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(指定管理者の指定の通知)

第5条 条例第6条第1項の規定による指定管理者の指定をしたときは、当該指定を受けた団体に対し、速やかにその旨を指定管理者指定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(指定の取消し等)

第6条 条例第9条第1項の規定により指定を取り消したときは、指定管理者指定取消通知書（様式第6号）により、期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じたときは、指定管理者業務停止命令書（様式第7号）によりそれぞれ通知するものとする。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第7条 この規則を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には、様式第1号中「洲本市長」及び「市長」を「洲本市教育委員会」と読み替えるものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年2月11日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の洲本市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成18年洲本市規則第1号）又は五色町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年五色町規則第15号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年11月14日規則第197号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年1月22日規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

洲本市長 様

申請者
所在地
団体名
代表者氏名 ①
連絡先（電話）

洲本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定による指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

施設の名称

添付書類

- 1 事業計画書（様式第2号）及び収支計画書（様式第3号）
- 2 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則等）
- 3 団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録
- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第2条関係）

事業計画書

年 月 日

施設名			
団体名		設立年月日	年 月 日
代表者名			
団体所在地			
電話番号		F A X 番号	
E-mail			
現在運営している 類似施設名	所在地	主な業務内容	運営開始年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

事業計画

- 1 管理運営をするに当たっての経営方針について
- 2 安心・安全面からの管理運営の具体策など特徴的な取組について
- 3 施設の管理について
 - (1) 職員の配置（指揮命令系統が分かる組織図を含む。）
 - (2) 職員の研修計画
 - (3) 経理
- 4 施設の運営について
 - (1) 年間の自主事業計画（「自主事業計画書」は別紙による。）
 - (2) サービスを向上させるための方策
 - (3) 利用者の要望の把握及び実現策
 - (4) 利用者のトラブルの未然防止と対処方法
 - (5) その他（地域との連携、他施設との連携等）
- 5 個人情報の保護の措置について
- 6 緊急時対策について
 - (1) 防犯、防災の対応
 - (2) その他、緊急時の対応
- 7 団体の理念について
 - (1) 団体の経営方針等
 - (2) 指定管理者の指定を申請した理由
 - (3) 施設の現状に対する考え方及び将来展望
- 8 その他、特記する事項

別紙

自主事業計画書（ 年度）

【事業名】
【目的・内容】
【実施時期・回数】

【事業名】
【目的・内容】
【実施時期・回数】

【事業名】
【目的・内容】
【実施時期・回数】

【事業名】
【目的・内容】
【実施時期・回数】

様式第3号（第2条関係）

収支計画書（ 年度）
施設名

単位：千円

収入合計(A)		備考
【項目】	【内訳】	
支出合計(B)		
【項目】 ・人件費 ・事務費 ・事業費 ・管理費 ・その他経費	【内訳】	
収支(A) - (B)		

※ 1年間（12か月）の収支又は開館から年度末までの収支を記入してください。

様式第4号（第4条関係）

指定管理者選定結果通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

洲本市長

印

公の施設に係る指定管理者の候補者の選定について

年 月 日付けで申請のありました下記施設に係る指定管理者の候補者については、洲本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により、次のとおり指定管理者の候補者を選定したので通知します。

記

- 1 施設の名称及び所在地
名称
所在地
- 2 選定した団体
- 3 選定した理由
- 4 その他

指 定 管 理 者 指 定 通 知 書

第 年 月 日

様

洲本市長 印

公の施設に係る指定管理者の指定について

洲本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定により、
下記のとおり貴団体を本市の公の施設に係る指定管理者に指定したので通知します。

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地
名 称
所在地
- 2 管理を行わせる期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 管理業務の範囲
- 4 利用料金に関する事項
- 5 その他

指定管理者指定取消通知書

第 年 月 日
号

様

洲本市長 閣

洲本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり本市の公の施設に係る指定管理者の指定を取り消すので通知します。

記

1 施設の名称及び所在地

名称
所在地

2 取消理由

3 指定取消日

年 月 日

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、洲本市長に対して審査請求をすることができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、洲本市（訴訟において洲本市を代表する者は、洲本市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

指定管理者業務停止命令書

第 号
年 月 日

様

洲本市長 国

洲本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり本市の公の施設に係る指定管理者の業務の（全部・一部）の停止を命じます。

記

- 1 施設の名称及び所在地
名 称
所在地
- 2 業務の停止期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 停止を命じる業務の範囲
- 4 停止理由

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、洲本市長に対して審査請求をすることができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、洲本市（訴訟において洲本市を代表する者は、洲本市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。